

宇土市 経済部 商工観光課

令和7年度
宇土市住宅リフォーム助成事業
商品券
取扱事業所の手引き
【訂正版】

令和7年7月作成

(令和7年9月訂正)

1. 商品券事業の概要について

(1) 商品券流通想定額

- ・宇土市住宅リフォーム助成事業
約 9,330 千円

(2) 商品券取扱期間

- ・宇土市住宅リフォーム助成事業
令和7年8月1日(金)～令和8年1月20日(火)
※有効期限を過ぎた商品券は受け取らない

ください。

(3) 商品券取扱に伴う遵守事項

- ・取扱事業所掲示ポスターA4 サイズ(ラミネート加工)を商品券利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ・再流通防止のため、使用された商品券の裏面に取扱事業所押印(署名)欄に、取扱事業所名を必ず記入して下さい。
- ・取引において商品券の受取を拒まないでください。ただし、偽造された商品券は受け取りを拒んでください。発見された場合は速やかに宇土市役所商工観光課へご連絡ください。
※取扱事業所の管理不十分により、押印された商品券が他店舗で使用されるケースが発生しております。その場合、商工観光課では一切責任を負いませんので、徹底した管理をお願いします。
- ・商品券を現金と交換しないでください。また、券額面以下の決済の場合は、お釣りを支払わないでください。
- ・たばこ、他商品券、ビール券、プリペイドカード、はがき、切手、宝くじ等の換金性があり、広域的に流通しうるものには使用できません。
- ・性風俗関連施設、遊技場等の娯楽施設(パチンコ、スロット、マージャン、場外車券等の射幸心をあおる業種)、通信業(郵便業「郵便局・簡易郵便局」、電気通信業「電気通話料金、インターネットプロバイダー料金」、金融・保険業(金融業、保険業、証券業、ゴルフ会員権売買業等)、非営利事業(学校、NHK、社会福祉事業者、文化団体、宗教法人等)、公共料金の支払い等には使用できません。
※その他、本事業の目的に沿わないと認められる業種等は除くものとします。詳しくは市商工観光課までお問い合わせください。

(4) 汚れ、破損した商品券の取り扱い

以下の①～③の全て満たした場合のみ使用可能です。

- ①商品券番号が確認できるもの

②券面の面積が 5 分の 4 以上のもの

③表面の偽造防止が確認できるもの

(5)商品券取扱事業所の登録内容の変更

商号又は名称、住所、代表者名、換金口座内容等に変更が生じた場合、市商工観光課まで報告をお願いします。

(6)商品券取扱事業所の辞退

商品券取扱事業所を辞退するときは、商品券取扱事業所辞退届を提出してください。

2. 換金方法等について

(1) 換金請求場所及び問い合わせ先

換金請求先	住所	電話番号
宇土市商工会	宇土市新小路139	22-5555

(2) 換金請求期間及び振り込み期日

換金請求期間内に使用済みの商品券及び請求書を商工会窓口へ持参してください。

回	換金請求期間	振込期日(予定)
1	令和7年 8月 1日(金)～15日(金)	令和7年 8月 22日(金)
2	令和7年 8月 18日(月)～29日(金)	令和7年 9月 5日(金)
3	令和7年 9月 1日(月)～12日(金)	令和7年 9月 19日(金)
4	令和7年 9月 16日(火)～30日(火)	令和7年 10月 10日(金)
5	令和7年 10月 1日(水)～17日(金)	令和7年 10月 24日(金)
6	令和7年 10月 20日(月)～31日(金)	令和7年 11月 7日(金)
7	令和7年 11月 4日(火)～14日(金)	令和7年 11月 21日(金)
8	令和7年 11月 17日(月)～28日(金)	令和7年 12月 5日(金)
9	令和7年 12月 1日(月)～12日(金)	令和7年 12月 19日(金)
10	令和7年 12月 15日(月)～26日(金)	令和8年 1月 9日(金)
11	令和8年 1月 5日(月)～26日(月)	令和8年 1月 30日(金)

※換金請求受付は平日の9時～16時です。

ただし、平日の12時～13時は受付していませんのでご了承下さい。

※換金する際の振込手数料の負担はありません。

※例年、換金請求期間を過ぎてからの換金相談が発生しております。いかなる理由があっても、上記の換金請求期間外での換金はできませんので御注意ください。

(3) 換金方法

①提出する物

・使用済みの商品券及び請求書

※請求書の用紙が足りない場合はコピーしてお使いください。

②注意事項

・使用済みの商品券の裏面に必ず取扱事業所名を記入してください。

『宇土市住宅リフォーム助成事業商品券』ご利用上の注意

- ① この商品券は、商品券取扱事業所として登録された市内事業所でのみ使用できます。その市内事業所の一覧は、市HPでご確認いただけます。
- ② 商品券1枚で1,000円分のご利用ができますが、おつりは支払われません。
- ③ 商品券、金券、たばこ、ビール券、ギフト券、切手等の換金性があるものへの購入にはご利用できません。
- ④ この商品券の盗難、紛失又は滅失等に対して、発行者はその責任を負いません。
- ⑤ 期間内に使用しなかった未使用の商品券は、換金しません。
- ⑥ この商品券を転売することはできません。

問合せ先

宇土市役所 商工観光課

☎27-3328

【発行者】
熊本県宇土市



取扱事業所
押印(署名)欄

商品券裏面に必ず
取扱事業所名を記入すること
(ゴム印可)